

空き家の実態調査を行います

問 防災管財課 ☎ 025 - 784 - 4851

湯沢町内の空き家の現状を把握するため、
空き家の実態調査を実施します。

調査は個人の権利およびプライバシーに十分配慮して
行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

調査方法 調査員による外観目視調査および
写真撮影を行います。

- 本調査は、町が委託した業者の調査員が行います。
- 調査員は腕章を着用し、町が発行した身分証明書を携帯しています。
- 調査員は道路等から調査・写真撮影を行います。道路等から建物等の状況が確認できない場合は必要最低限の範囲で敷地内に立ち入ることがあります。



調査期間 令和8年9月～令和9年3月まで（予定）
対 象 湯沢町管内全域の空き家の可能性がある建物
委託業者 株式会社パスコ 新潟支店
そ の 他

- ・本調査は、今後の空き家の適正管理や対策検討のための基礎資料を作成するために行うものであり、課税等には一切関係ありません。
- ・調査上知り得た情報をほかの目的で利用することはありません。
- ・調査を行った空き家の所有者や管理者の方に対して、意向調査や適正管理のお願い通知等を送付させていただきますことがあります。

歳末助け合い慰問事業のご案内

問 湯沢町社会福祉協議会 ☎ 025 - 784 - 4111

この事業は赤い羽根共同募金による配分金で実施されています。

対象世帯 原則として住民税所得割非課税世帯、もしくはこれに準ずる世帯で次のいずれかにあてはまるもの

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 低所得世帯および生活困窮世帯</p> <p>ア. 世帯の所得が低いと認められる世帯</p> <p>イ. 災害や交通事故等で、現に生計の中心者が就労できない世帯</p> <p>(2) 母子世帯・父子世帯</p> <p>ア. 18歳未満の被扶養者を有する母子・父子のみの世帯</p> <p>イ. 18歳未満の被扶養者を有する65歳以上の世帯</p> <p>(3) 下記の障がい者または要介護者と同居世帯</p> <p>ア. 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級該当者</p> <p>イ. 要介護3以上の者</p> | <p>(4) 高齢者世帯</p> <p>75歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯</p> <p>(5) その他</p> <p>地区担当民生委員の推薦で会長が必要と認めた世帯</p> <p>※湯沢町に住所を有し実際に住んでいる方に限ります。</p> <p>※生活保護世帯は対象になりません。</p> <p>※施設（グループホーム含む）や病院に入所・入院している方は対象になりません。</p> |
|--|---|

申請方法 所定様式の申請書にご記入のうえ、湯沢町社会福祉協議会窓口または地区担当民生委員に提出ください。
ご自分で手続きすることが難しい方は、お気軽にご相談ください。地区担当民生委員もお手伝いします。

申込締切 11月2日（月）必着

慰問の時期と方法

11月下旬までに民生委員児童委員が激励訪問し、町内の商店で利用できる5,000円の金券（福祉券）を贈呈します。